

山口県立岩国総合高等学校いじめ防止基本方針

令和4年3月改定

はじめに

本校は、昭和51年4月、普通科の高校として開校した。その後、国際化、情報化、少子・高齢化など、近年の社会の大きな変化の中で、これまで以上に生徒一人ひとりの個性の伸長や夢の実現を支援する教育を推進するため、平成12年春、県下で2校目の総合学科の高等学校、山口県立岩国総合高等学校として新しい歩みを始めた。「見つけよう夢 見つめよう未来」のスローガンのもと生徒の「夢」や「希望」を叶えるため、校訓である「自立」を具現化し、主体的に学び・考え、表現し行動できる力を育成し、21世紀をたくましく生き抜き、社会に貢献できる生徒を育てることをめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に努めなければならない。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでにもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、ガイダンス週間における個人面談や定期的ないじめアンケート、Fit (学校適応感を測る客観テスト) の実施等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかしながら、近年スマートフォン等を通じてのSNS上のコミュニケーションに係るトラブル、一見ふざけ合いや軽いからかい、いわゆる「いじり」といわれる行為、相手を思いやる気持ちの希薄さから何気ない一言での人間関係の行き違いが発生するなどの課題も見られた。また近年、新型コロナ感染症の発現により、日常生活や学校生活に大きな変化があらわれた。このことにより、コロナ感染者や感染予防等に関わることでの人権侵害やいじめ等が起こる可能性も、考慮しなければならなくなつた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中心とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、平成29年に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参照して「山口県立岩国総合高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項（別紙1 いじめ対策マニュアル）

1 いじめとは

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。また、けんかやふざけ合いのような行為、「いじり」といわれる行為などについても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景の調査、生徒の感じる被害性にも着目し、いじめに該当するか、否かの判断を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる

- ◇ ぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、私物を壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめを行った生徒への教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、関係各機関、教職員で情報を共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解消されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解消後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中心として、全校体制でいじめの解消に向けて取り組む。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消されている状態とは、少なくとも次の①②の要件が満たされていなければならない。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、他の事情も勘案して判断する必要がある。

① いじめに係る行為が解消されていること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間必要であると判断される場合は、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとし、状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者に対する面談等で、被害生徒本人が心身の苦痛を感じていないことが確認できたこと。

(4) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項（別紙2 早期発見のチェックリスト）

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導委員会」を実働的な組織として活用する。

これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○いじめ対策委員会

年間2回の会議（方針・計画作成・見直し）や事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・構成

校長、教頭、学校安全・体育（生徒指導）課長、教育相談係、年次主任、養護教諭、生徒指導担当教員

※必要に応じ、保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加えるとともに外部専門家と連携・協働する体制を強化する。

・役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○生徒指導委員会（いじめ対策関係）

年間3回の定例会議や事案発生時に緊急会議等

・構成

教頭、学校安全・体育（生徒指導）課長、年次主任、生徒指導担当教員、養護教諭

※必要に応じ、教育相談係、当該学級担任・部活動顧問等を加える。

・役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。

- ・いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」(別紙3)により、「いじめ対策委員会」を中心とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策に取り組むとともに、日常的な評価・検証・改善を図り、学校評価の評価項目にも位置付ける。

未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・すべての生徒の能力を最大限に發揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、県教委作成の「Fit」(学校適応感を測る客観テスト)を活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- ・中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・指導上の配慮が必要な生徒については、教職員が個々の生徒の特性や専門的な知識の理解を深めるとともに、学校全体で情報共有を行なながら、当該生徒のニーズや専門家の意見を踏まえ、保護者との緊密な連携のもと、いじめ防止等の適切な指導・支援を行う。

(2) 教育活動全体を通した取組

- ・学校の特性、生徒の特性に鑑み、生徒の自己肯定感を醸成し、自己理解と他者への共感をもつて学べる教育活動に努める。
- ・総合学科の特色である、自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して、学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、社会性や規範意識等、生徒の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、クラブ活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめに正面から向き合うことができるよう、生徒の主体的、実践的な取組を支援する。
- ・一人ひとりの個性を尊重し、学校生活のさまざまな場面や状況に応じて、生徒それぞれに合った合理的な配慮に努める。
- ・学校行事やボランティア活動、AFPY(県独自の体験学習法)を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ・いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係

づくりに努める。

- ・PTA、学校運営協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

（1）校内指導体制の確立

- ・「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談メールの実施や、教育相談箱の設置により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

（2）家庭・地域との連携

- ・学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（1）早期対応のための本校の体制

- ・担当教職員が事案やささいな兆候、懸念、情報を抱え込むことなく、また対応不要であると個人で判断しないよう、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中心として、全校体制で解決に向けて取り組む。

（2）いじめへの対応

- ・いじめを受けている生徒を守り抜くとともに、いじめを行っている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・いじめを受けている生徒の心のケア、いじめを行っている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する

- など、柔軟な対応による対処もすることができる。ただし、校内での情報の共有は必ず行う。
- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しても、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
 - ・いじめを受けている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
 - ・いじめを行っている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。)(法第28条)
※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

いじめの重大事態については、県方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学初等中等教育局)」を踏まえ、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

III 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA専門部に「いじめ対策部会」を設置するとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

山口県立岩国総合高等学校	代 表	0827-31-6155
(相談メール)		iwakunisogo-h@ysn21.jp

(2) 関係機関等の相談窓口

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| ○ こどもの人権110番 (山口地方法務局) | 0120-007-110 |
| ○ いじめ110番 (やまぐち総合教育支援センター) | 083-987-1202 |
| ○ サイバー犯罪対策室 (山口県警本部) | 083-922-8983 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部) | 0120-49-5150 |
| ○ ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター) | 083-987-1240 |
| ○ 山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課) | 083-933-4531 |
| ○ ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター) | soudan@center.ysn21.jp |